

室 報



請戸小学校跡を望む（福島県浪江町）

◀目次▶

東日本大震災から11年目を迎えた 被災地を訪ねて(1)	2
メロクラシーと多様性のジレンマ —アメリカにおける公正な選抜をめぐる攻防—	4

全国水平社100年を記念して —部落問題の現在	7
新研究員紹介	9

東日本大震災から11年目を迎えた被災地を訪ねて(1)

宮本 要太郎

2022年3月10日（木）

新大阪を午前6時に出る新幹線に乗り、東京で乗り継いで10時過ぎには、ジャーナリストの北村敏泰さんとともに福島駅に降り立っていた。私が研究代表者を務めている科研「宗教者の寄り添い支援とそれに関わる研究者及び研究の公共性に関する研究」の調査研究の一部として、東日本大震災の被災地において被災者に寄り添ってきた宗教者たちの生の声を聴くためである。震災後、私が被災地を訪れるのは3回目だが、北村さんは11年にわたって継続して現地取材を続けてこられ、今回で約30回目の訪問になるという。

さっそく駅前レンタカーを調達し、まずは国道114号（通称富岡街道）で最初の目的地である浪江町に向かう。大阪と違って今なお雪がそこかしこに残る風景は、いかにも東北のものであったが、浪江町に近づくにつれて様子が一変する。大量の土砂を積載したダンプトラックと頻繁にすれ過ぎるようになった。そのトラックの前面には「環境省除去土壌等運搬車」と書かれた大きな緑色のゼッケンが取り付けられている。言うまでもなく放射能に汚染された土である。気が付くと道路の両側の側道の入口はことごとく封鎖されている。「この先帰還困難区域につき通行止め」の看板があって、立ち入ることができない（写真1）。



写真1

県内では、道路わきだけでなく、道の駅などが集まる場所には必ずと言っていいほど、「モニタリングポスト」や「リアルタイム線量計」を見かける。念のために立ち入り禁止地区の入り口付近に設定してあるモニタリングの数字を確認すると、毎時2.941マイクロシーベルト（ μ Sv/h）だった（写真2）。この数字は年間被ばく線量15～16ミリシーベルトにあたり、環境省の基準では20ミリシーベルト以下になることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとしていることからすれば、微妙な数字である。ただし、大阪市の0.073 μ Sv/hや東京都の0.037 μ Sv/hに比べればはるかに高い（環境省のホームページより）。福島第一原発事故から11年経っても、ここではまだ「事故」が続いているといつてよい。

写真2

東日本大震災が発生したその日の午後7時3分、政府は、原子力災害特別措置法に基づいて「原子力緊急事態宣言」を出したが、実は今でもその宣言は解除されていない。新型コロナウイルス感染症対策として出された緊急事態宣言は比較的短時間で終了したが、原子力緊急事態宣言の方は、いっこうに「収束」の見通しが立たないままである。（2022年6月17日、東京電力福島第一原発事故の避難者らが、「生業を返せ、地域を返せ！」と、国と東電に損害賠償を求めている福島、群馬、千葉、愛媛の4件の集団訴

訟に対し、最高裁第二小法廷において、国の賠償責任を認めない判決が言い渡された。事故を巡る国の法的責任を最高裁が判断するのは初めてであり、他の関連訴訟への影響は必至である。国の責任は否定されたが、1人の裁判官は他の3人の多数意見の判決を痛烈に批判する反対意見を書いており、そのことはかなり異例のことと言ってよい。

昼過ぎには、高台に設けられた大平山霊園を訪ねた。ここは海を見下ろす場所にあり、復興が進む漁港や、震災の爪痕がそのままになっている請戸小学校などを一望できる。

霊園内に建立されている慰霊碑には、震災で亡くなった方々のお名前が彫られている（浪江町では182名の死者が出た）。それに対し、震災後現在まで長引く避難生活における震災関連死者数は、2020年12月までに441名にのぼる。放射能汚染のため故郷を追われ、慣れない土地で体調が悪化したり、将来を悲観して自死したりした人たちである。この人たちの名は、慰霊碑には刻まれていない。

ここでは、3.11の1日前ということもあって、墓参りに来ているグループを何組も見かけた。真新しい墓石には故人の没年月日が刻まれているが、「平成23年3月11日」が多くの墓石に見られた。霊園のあちこちに立つお地藏さんはすべて海の方を向いていた（写真3）。



写真3

霊園から見えていた浪江町立請戸小学校跡は、現在、震災遺構として整備・保存されていて、内部の見学もできる。壊滅的な被害を受けた校舎の残骸に、津波の凄まじい破壊力を実感した（写真4）。同時に、ここでは校内にいた児童と教職員が全員避難して助かっており、後日大川小学校を訪れたとき、改めて即時避難の大切さを実感することになる。

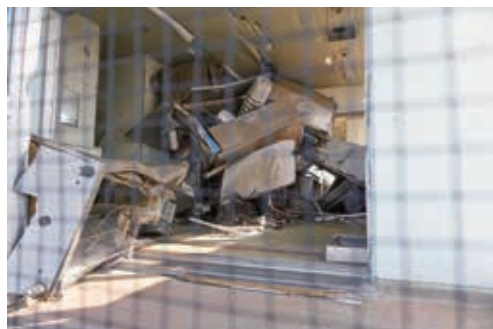


写真4

そこから3kmほど南下すると立派な建築物が見えてきた。2020年に開館した東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉町）である。3階建ての建物の中には6つの展示室があり、事故の経過や被害の程度についての情報は豊富だが、なぜ事故が起こってしまったのかの責任の所在に関しては曖昧なままであると感じた。ちなみにここでの放射線量は毎時0.062マイクロシーベルトだった。事故を起こした福島第一原発まで直線距離でわずか4kmしか離れていないことを考えると、意外に低い数字だが、建設にあたって徹底的に除染作業が行われたことは想像に難くない（写真5）。



写真5

（第2回に続く）

（文学部教授）

メリトクラシーと多様性のジレンマ

—アメリカにおける公正な選抜をめぐる攻防—

多賀 太

入試の公正さとは？

2018年の夏、大学入試をめぐる「不正事件」が発覚した。東京医科大学で、女子受験者に対する不利な得点操作が行われており、2017年と18年の一般入試で、本来合格していた計55人の女子が不合格にされていたのだ。その後の調査により、他の少なくとも10大学の医学部で、募集要項に記載のない性別、年齢、浪人年数などの基準で一律に不利な扱いをしたり、特定の子や地域出身者を優遇したりしていたことが明らかになった。

「不正」とされたこれら一連の事件では、何が「正しくなかった」のか。少なくとも、募集要項に記載のない基準が入学者の選考に用いられていたことが問題とされたことには議論の余地はなさそうだ。では、選考に用いたそれらの基準が募集要項に明記してあれば問題にならなかったのだろうか¹⁾。予め断ったうえで、社会的に不利な集団に属する人々、例えば女性を優遇したのであれば、人々はそれをすんなりと受け入れていただろうか。

近代社会においては、生まれながらの属性ではなく、能力と努力の結果としての功績(merit)に基づいて社会的地位が決定されること、すなわちメリトクラシー(meritocracy=功績主義)に基づいた選抜が、公正かつ効率的と考えられてきた。そして、明治期以降の日本では、客観的な筆記試験の点数で測られる「学力」に基づく入学者選抜の仕組みが、メリトクラシーを最も端的に具現化した制度として広く受け入れられてきた。そうした歴史的経緯をふまえると、日本では、入試の可否判定において、筆記試験の成績以外の要素、しかも本人の努力によって変えることのできない属性を考慮することに対しては、案外抵抗が強いようにも思える。

一方、海の向こうのアメリカの大学では、入学者選考で個人の属性が考慮されることは珍しくない。しかし、そのアメリカでも、入試の公正さをめぐる議論は絶えない。筆者は、2021年9月から2022年3月まで、関西大学学術研究員・ハーバード大学ライシャワー日本研究所客員研究員として、アメリカのマサチューセッツ州に

半年間滞在した。本稿では、今後の日本の大学入試のあり方を考えるヒントを探るべく、現地での生活経験やメディアの報道などもふまえながら、アメリカ社会における入試の公正さをめぐる動向を概観しよう。

多様な基準を用いるアメリカの入学者選考

「アメリカンドリーム」の理想に象徴されるように、アメリカは、ある面では日本以上にメリトクラシー信仰が強い社会だ。しかし、少なくとも大学入学者の選考においては、日本よりもずっと、試験の成績以外の多様な要素が勘案されてきた。特に、名門といわれる大学の多くでは、狭義の学力にとどまらない学生個人の全体像を評価する選考方式(ホリスティック入試)が採用されており、統一試験(SAT)の点数や高校の成績だけで選抜せず、エッセイや面接を課したり、ボランティア・スポーツ・芸術などへの取り組みを評価したりもする。何をどれだけ重視するかといった基準は大学や学部によって様々であるが、選考の基準や方針は、通常はアドミッション・ポリシーとして公開されている。そうした選考過程では、「レガシー」(legacy)と呼ばれる、親や親戚に卒業生がいる志願者は優遇されるとも言われている。実際に多くの名門大学では、レガシーの合格率は、一般合格者に比べて格段に高い傾向にある。

そうしたアメリカの大学入学者選考のもとでは、これまで、人種や性別といった、基本的には本人の努力で変えることのできない生まれながらの属性が考慮されてきた。1964年に成立した公民権法は、人種・民族等による分離と差別を禁止し、教育機関に対して社会的少数者・弱者への教育機会の増大を要請した。黒人へのアフーマティブ・アクション(積極的格差是正措置)が法的に認められ、後にその対象は、女性や他のマイノリティへも拡大した。先進的な大学は、1970年代末までの間、入学定員のうちの一定の割合をマイノリティに割り当てる「クォータ制」を採用し、有色人種や女性の学生の割合を増やしていった。

しかし、アフーマティブ・アクションに対

しては、当初から、白人や男性などへの逆差別にあたるという批判の声も上がっていた。そうしたなか、カリフォルニア大学医学部に不合格となったアラン・バック（Allan P. Bakke）が、自分は人種（白人であること）が理由で不合格となったのであり、人種的マイノリティへのクォータ制は逆差別だとして、大学を提訴した。1978年に連邦最高裁判所が下した判決は、クォータ制は許容できないものの、アファーマティブ・アクション自体は合法であり、教育における多様性の促進を目的とする限りにおいて、大学が入学者選考において人種を考慮することは許される、というものだった。

アファーマティブ・アクションとダイバーシティ

ところで、アメリカにおける大学入学者選考の文脈で、人種のような生まれながらの属性の考慮を正当化する論拠には、互いに重なる部分がありながらも微妙に異なる2種類の考え方が見られる。

1つが、これまで述べてきたアファーマティブ・アクションである。これは、生まれながらの不平等による格差を埋め合わせてスタートラインを同じにするという発想であり、次のような考え方に基づいている。黒人や女性などの社会的少数者・弱者は、白人や男性に比べて生まれながらに不利な環境に置かれているため、形式的な機会の平等（equality）を確保しただけではいつまでたっても格差は縮まらない。大学入学者選考において、人種や性別を考慮し、黒人や女性を積極的に入学させようとすることは、そうした生まれながらの格差を是正し、実質的な機会の平等（equity）を実現する手段である、というわけだ。

もう1つは、ダイバーシティ（多様性）のコンセプトである。これは、入学時における入学者間の格差は正よりも、入学者集団の多様性の確保に重きを置く発想であり、キャンパスの構成員の多様性が教育効果を高め、公正な社会づくりに資するという考え方に基づいている。

近年では、後者の考え方がより広がっており、アファーマティブ・アクションよりも「人種を考慮した入学者選考」（race-conscious admission）の用語が広く用いられている。

モデル・マイノリティとしてのアジア系

従来、アメリカで入学者選考における人種・民族の考慮といえは、ほとんどの場合、マジョリティとしての白人に対して、学力的に不利なマイノリティとしての黒人やヒスパニック（ラ

ティーノ）への配慮という図式で語られてきた。しかし、それとは異なる角度から、アジア系の人々の不利を訴える声が高まっている。2014年、SFFA（公平な入学選考を求める学生たち）というNPOが、ハーバード大学を提訴した。少なくとも1995年から2013年の間、ハーバード志願者の全人種集団の中で、アジア系は最も低い合格率であったという。しかし、アジア系志願者の試験の成績が他の人種に比べて必ずしも低いわけではない。SFFAの訴えによれば、アジア系志願者の合格率が低い理由は、入学者選考において、好感度、勇気、親切心などといった学力以外の主観的な判断基準が用いられていることが白人に有利に働き、アジア系に不利に働いているからだというのだ。

アジア系アメリカ人は、文化的な差別のもと、白人に比べて社会的承認の点では不利でありながら、学歴や経済力の点ではすでに白人に追いついたと言われている。そうした、黒人やヒスパニック系とは異なる「モデル・マイノリティ」としてのアジア系アメリカ人の独特の位置が、この訴訟の背景の一つをなしている。

この訴えに対して、マサチューセッツ地方裁判所は、2019年にハーバード大学の入学者選考手続きは合法との判決を下し、控訴審でも地裁の判決が支持された。ところが、SFFAがこれらの判決の検討を連邦最高裁判所に上訴すると、最高裁は、ハーバードならびに同様の訴訟が起こされている他の大学の選考方法が合法かどうかを改めて判断することに合意した。判決は、2023年中には言い渡される見込みだ。

ホリスティック入試の功罪

この訴訟は、個人の多様な要素を考慮するホリスティック入試の公正さについて、人々に改めて考えさせる契機となった。ホリスティック入試は、今でこそ人種の多様性の実現に寄与していると考えられているが、もともとは、名門大学におけるWASP（アングロサクソン系プロテスタントの白人）の覇権を維持するために導入されたといわれている。「学力」のみの選抜では、ユダヤ系やカトリック系の学生の増加を止められないため、「総合的な」選考によって白人上流階級による支配の再生産を目論んだものだというのだ。また、ボランティア、スポーツ、芸術などを選考の基準に用いることは、親が教育熱心で裕福な層に有利に働いており、不平等の是正に寄与していないとの批判もある。さらに、人種を考慮した選考で最も恩恵を被るのは人種的マイノリティの中でも裕福な層であり、

その恩恵は人種的マイノリティの貧困層にはなかなか届かないばかりか、白人の貧困層は当初からその恩恵に浴する機会さえ与えられない。そうしたことから、人種・民族よりも、むしろ親の学歴や経済階層における格差などをもっと考慮すべきだとの声もある。

2023年に予定されている最高裁判決では、人種を考慮した入学者選考に何らかの制限が課される可能性も指摘されている。もし、入学者選考における学力重視の傾向が高まれば、狭義の学力において他人種を凌ぐとされるアジア系にとっては、少なくとも入学に関しては多少有利な状況になるかもしれない。しかし、それと引き換えに、従来の人種を考慮した入学者選考のもとで実現されてきたキャンパスの多様性が再び縮小し、それがアジア系も含めたマイノリティへの偏見をさらに助長したり、人種間の社会的格差の拡大を招いたりするとすれば、それは決して看過できるものではないだろう。

再び日本の入試のあり方を考える

個人の努力では変えられない属性が大学進学へのチャンスを大きく左右する点では、日本もアメリカと大差はない。海外にルーツを持つなど日本語指導が必要な児童生徒の数は年々増えている。大学等進学率（短大も含む）の地方間格差も大きく、令和3年度には沖縄（40.8%）と京都（69.8%）との間で29.0%ポイントもの開きがある²⁾。しかし日本では、これまでのところ、そうした個人の属性に配慮した大学入学者選考の導入を求める声はあまり聞かれない。経済的な理由で大学進学を断念せざるを得ない子どもたちのために高等教育の無償化や給付型奨学金の充実を求める議論は起こっても、入学者選考において家庭の経済的状況を考慮せよとの声はほとんど聞かれない。

日本でも、アフーマティブ・アクションやダイバーシティの考えに基づいて、大学入試において、高校での成績や筆記試験の成績だけで選抜するのではなく、人種・民族、性別、家庭の経済状況、出身地域などにも配慮し、それらの点においてより多様な入学者集団を形成することを目指すべきだろうか。それとも、社会的弱者への支援は入試以外の方法で行い、入試はあくまで学力に基づく選抜の形をとる方が、やはり日本社会では受け入れられやすいのだろうか。アメリカにおける入試の公正さをめぐる社会の動きを注視しつつ、日本の入試の公正さについても考え続けていきたい。



ハーバード大学中庭に通じる門

注

- 1) 金沢医科大学は、上記の「問題」発覚後、「卒業生子女入試」の名目で同大学医学部卒業生の子女かつ25歳以下に年齢を制限した入試枠を設けた。
- 2) 文部科学省 令和2年度学校基本調査「高等学校 卒業後の状況調査」をもとに筆者が算出。

謝辞

本稿は、2021年度 関西大学学術研究員研究費によって行った研究成果の一部である。

参考文献・資料

Adam Liptak & Anemona Hartocollis, "Supreme Court Will Hear Challenge to Affirmative Action at Harvard and U.N.C.," *New York Times*, January 24, 2022

アキ・ロバーツ、竹内洋『アメリカの大学の裏側—「世界最高水準」は危機にあるのか?』2017年、朝日新聞出版

朝日新聞「女子55人 不正で合格」『朝日新聞』2018年10月24日朝刊

CBS Report, *The Diversity Dilemma*, April 15, 2021. <https://www.cbsnews.com/video/cbs-reports-the-diversity-dilemma/>

大学ジャーナル「医学部入試、10大学が不適切、文科省調査最終まとめ」2018年12月18日 <https://univ-journal.jp/24050/>

金沢医科大学「医学部入試情報 募集概要 総合型選抜（卒業生子女入試）」https://www.kanazawa-med.ac.jp/medicine_exam/guidelines/alumni/

文部科学省「帰国・外国人児童生徒等の現状について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm

(URLはすべて2022年5月25日確認)

(文学部教授)

全国水平社100年を記念して

——部落問題の現在

内田 龍史

1. はじめに——『講座 近現代日本の部落問題』の発刊

2022年3月3日、部落差別からの解放を願って当事者団体である全国水平社が創立、そこで発表された「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」という言葉で結ばれる「全国水平社創立宣言」から100年を迎えた。

全国水平社創立100周年を記念して企画された『講座 近現代日本の部落問題』全三巻（朝治武・黒川みどり・内田龍史編、第一巻『近代の部落問題』、第二巻『戦時・戦後の部落問題』、第三巻『現代の部落問題』、解放出版社）の編者として、筆者も長らく7年ほど編集と執筆にかかわってきたが、本年のその節目の日に発刊の運びとなった。

筆者の主に担当したのは第三巻『現代の部落問題』である。本書が対象とする時期は、1970年代以降現在に至るまでのおおむね50年間である。この50年間を大きく時期区分すれば、その前半は1965年の同和対策審議会答申を受け、1969年に制定された同和対策事業特別措置法（以下、特措法と略）のもとで大きく進展した部落解放運動と部落問題に対する政治・社会の対応を、高度経済成長終了後の低成長とグローバル化にともなう日本社会の変動を視野に入れつつ描くこと、そしてその後半は、2002年に同和対策に関する一連の特措法が期限切れを迎えた後、不可視化・無化されつつある現代の部落問題の現実を描き、さらには水平社100年の後の部落解放のあり方を展望すること、これらが本巻に与えられた課題であった。そこで編者が本時期区分において重要と思われるテーマを選定し、そのテーマを論じるにふさわしい研究者に執筆を依頼し、その課題に応じていただいた。

そこで本稿では、本書の紹介を兼ねて、本書の序章で示した2000年代以降のポスト特措法時代の部落問題の展開を日本社会の変動と関連させて示したうえで、全国水平社創立100年の後の部落問題の現在的課題を指摘することにした。

2. ポスト特措法時代の部落問題

1965年、以降の同和行政の方向性を決定づけ

ることとなる同和対策審議会答申が出され、1969年には特措法が成立する。同対策答申で提言されていた同和対策のための財政的な根拠が法によって裏づけられ、同和地区を指定した各自治体によって本格的に同和対策が実施されることとなった。その後、1982年制定の地域改善対策特別措置法、1987年制定の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律と二度にわたって特措法が延長される。この間、同和地区として指定された被差別部落を中心として事業が実施され、住環境改善をはじめとする「実態的差別」と定義された部落・部落外の格差の是正、「心理的差別」と定義された差別意識を撤廃するための教育・啓発活動が推進され、一定の成果を上げたことから、2002年3月に一連の特措法の期限切れをもって特別対策としての同和対策は終了した。

他方で特措法の期限切れを迎えた2000年代は、日本社会において格差の拡大と貧困の増大、社会的排除の広がり社会問題化した時期でもあった。1991年のバブル経済の崩壊以降、日本社会は2000年代前半頃まで長期にわたる不況に直面する。2000年代後半には景気回復が見られたが、2008年のリーマンショックによって世界金融危機に陥り、再び景気後退に陥った。これら経済不況と経済のグローバル化に対応するために経済界や政府が採用したのがネオリベリズム的政策にもとづく非正規労働者の拡大と格差・不平等の容認であった。

非正規労働者は1990年代から急増し、2000年代には不平等や格差拡大が社会問題として指摘された。家庭の出身階層が相対的に低位にある者が高位の学歴達成を妨げられ、労働市場において不利な立場に置かれた結果、若年不安定就労者として析出される不平等の再生産過程が明らかにされた。雇用が不安定となった結果、適切な労働条件が確保されず、社会保障制度からこぼれ落ちる人々が生み出され、ワーキング・プアすなわち「働いているにもかかわらず貧困」という実態も指摘され、「貧困」が社会問題化された。相対的貧困状態に陥っている子育て世帯割合がOECD諸国においても低くない日本社会

の実態が明らかにされ、「子どもの貧困」問題にも社会的な解決が求められるようになった。

後に振り返ればこのような転換期に特措法の期限切れを迎え、従来から存在した被差別部落・部落外の格差、すなわち「実態的差別」を把握するために行われてきた国や自治体による同和地区の生活実態調査はほとんど行われなくなり、その不可視化・無化が進んできた。そこで近年、個別の被差別部落の生活実態を把握するための調査に基づく事例研究のほか、その実態を把握するために進められてきたのが国勢調査を活かした同和地区の実態把握である。同和地区のエリアと国勢調査の単位区や小地域集計が重なる被差別部落においては、限られた項目ではあるものの、同和地区の実態把握が可能となる。こうした国勢調査を活かした実態把握調査などによれば、同和地区における低学歴傾向・不安定就労割合の高さなどは近年の調査によっても見られるものであり、ライフチャンスの不平等・制約ははまだ課題であり続けていると言えよう。

格差拡大の社会問題化は、教育学や教育社会学の分野などにおいては学力低下論や学力格差論といったかたちで関心を集めることとなった。被差別部落の子どもたちの低学力問題は、被差別部落の生活実態の把握と同様、部落問題の問題性のひとつとして実態把握がなされていたが、部落の子どもたちを含む学力格差に関する実証研究が盛んとなり、同和教育を推進してきた学校が学力格差を克服する「力のある学校」として注目されるに至っている。ただし、被差別部落の子どもたちの学力実態も、同和地区生活実態調査同様に調査自体が行われなくなっており、不可視化されて久しい。

3. 部落問題の現代的課題

以上のように、ポスト特措法時代の部落問題の特徴は、部落や部落差別の実態把握の取り組みが行政によってなされなくなりつつあり、差別の現実を社会化し、社会的な解決が志向されず、その不可視化によって個人的な対応、いわば被差別当事者のみに対応を押しつける志向が政治的にも社会的にも強化されてきたことにある。いわば、部落問題の問題性を、被差別部落出身者や部落解放運動団体に押しつける、自己責任・当事者責任的認識の浸透である。自己責任・当事者責任的認識は、各種意識調査において、部落問題解決のために部落住民が分散して居住することを求める「部落分散論」や、差別問題として社会問題化することを妨げる「寝

た子を起こすな論」として一定の支持がなされてきた。

その一方で、あらたに顕在化・深刻化しつつあるのがインターネット上における部落差別である。情報化社会の進展にともない、インターネット上における被差別部落・部落出身者の身元暴きや、部落は「こわい」、優遇されていて「ずるい」、触れない方がよい、関わらない方がよいとする部落に対する偏見情報が広がっている。さらには部落解放運動の歴史や反差別運動の営みを忘却し、その意義を貶めるような歴史修正主義的な動きも見られる。

これらインターネット上での新たな形態の部落差別などに対応するため、2016年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。部落差別解消推進法は、近年生じている情報化社会におけるインターネット上での部落差別に対応するために、部落差別が存在することを明記し、その解消を目指して相談活動の充実や教育啓発の実施、部落差別の実態把握調査を国に義務づけるものとして制定された。同法を基盤とした部落差別解消のための取り組みの推進が求められている。

4. おわりに

以上、第三巻の主題のひとつである部落問題の現代的課題の一部を示したが、これらも含め、本講座は総勢42名からなる三巻あわせて1600ページを超える大著の論集となっている。論集なので、図書館などで手に取って、近代以降の部落問題について関心のあるところから読んでいただき、部落問題理解や部落差別撤廃のための一助としていただきたい。

さいごに、本書における筆者の論考に関しては、本学人権問題研究所所蔵資料を活用させていただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

(社会学部教授)



新研究員紹介



高久 智広

2021年4月に文学部日本史・文化遺産学専修の教員として着任し、今年度より人権問題研究室の部落問題研究班研究員として参加させていただくことになりました。

以前は23年間にわたって、神戸市の学芸員として、博物館運営や文化財保護行政に携わってきました。博物館という機関は、人文系に限定しても考古、歴史、地理、美術、民俗など多種多様な分野の資料を扱います。各館それぞれ特徴を生かした所蔵資料の展示・公開を積極的に進めていますが、どの館でもよく活用されるのは所蔵資料のごく一部です。館を代表する美術作品や資料、コレクションの公開・活用が重視され、直接“みる”だけでは理解が難しい地域の歴史資料は隅に追いやられる。そんな例は少なくないでしょう。

しかも近年、観光資源として文化財の活用が謳われるようになったことで、その傾向はさらに強くなっています。設置主体から観光拠点化や入館者増を最優先に求められる運営環境のなかで、特定分野の作品やコレクションの公開・活用に傾斜・偏重してしまうのは致し方ない面もあります。しかし、観光客誘致を第一義に作り上げたストーリーは、上辺だけの成功譚になりがちです。その問題点はすでに多方面で指摘されていますが、そのストーリーにそぐわない情報を含む歴史資料は自ずから公開・活用の機会が制限され、その結果、背後にある様々な問題群は捨象されていくことに

なります。さらには、関連予算や資料整理・調査研究にかかる作業時間までもが奪われていきます。

私の数少ない経験から申しますと、「悲田院長吏文書」(神戸市立博物館所蔵)の史料集刊行事業を、外部の有識者や機関との共同研究として行い得たことは、その状況に変化をもたらす一つのきっかけとなりました。この文書群は、大坂の非人組織を束ねる長吏家のひとつ悲田院(天王寺)長吏家に伝存した1200点に及ぶものです。「大坂の部落史」委員会の調査を経て、部落解放・人権研究所内に長吏文書研究会が立ち上げられ、全点の翻刻刊行が目指されました。2002年の研究会立ち上げから足掛け6年を経た2008年に、最初の史料集『悲田院長吏文書』を解放出版社から刊行。その2年後の2010年には、新たに所在が確認された同文書群の補遺とその他機関等が所蔵する関連文書も含めた史料集『続悲田院長吏文書』を同社より刊行できました。この成果によって、近世社会における大坂の非人組織の存在形態や社会的機能・役割に関する理解が深まりました。また、それに基づいて、所蔵館においても関連資料の積極的な公開・活用ができるようになったのです。

前近代の身分制社会が抱える問題群の正確な理解をはかるためには、こうした資料の情報が、新たな差別を生み出さないよう、十分な配慮がなされたうえで共有され、広範な観点から研究や議論が深められることが肝要です。その取り組みを一步でも進めるために、大学に籍を移した私に何ができるのか。それを考えるのが、当研究室研究員としての私の課題になるでしょうか。皆様、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。(文学部教授)



澤井 未緩

今年度より、関西大学人権問題研究室の部落問題班に参加させていただきます。澤井未緩と申します。昨年度、大阪大学大学院を退学し、現在は府立高校や大学の非常勤講師として働いております。

私の研究テーマは、被差別部落出身の若者のアイデンティティやカミングアウトの経験についてです。2002年、39年間続いた同和対策事業特別措置法が失効し、多くの地方自治体では「部落問題はすでに解決した」という意識が広まったと言

います。2002年当時、私は小学校2年生でした。関西のとある被差別部落で生まれ育ち、物心がついたときには、上に書いたような状況がありました。社会からは「ない」とみなされてきた部落差別は、私の中ではよく分からないけれど身近な、「そこにある」ものでした。よく分からないというのは、文字通り差別というものがあるのか、その正体が分からないということです。それでも、同じ被差別部落で生まれ育った幼馴染が、中学生のときに付き合っていた相手の祖母から「付き合いのいいけど結婚はダメ」というセリフを聞かされたり、私の通う中学校は「差別されている」と他校の生徒から言われたりした経験から、部落差別は法切れ後、この社会から突然に消え去った

わけではないことをしっかりと感じ取っていました。

「差別はあるのに、ない」という認識のねじれが、この社会における私自身の立ち位置を混乱させることになりました。私はこの世界でどのように生きていけばいいのか、または生きていくことができるのか。この問いが、大学院に進むための最後の後押しとなり、当事者として研究にかかわるようになりました。

被差別部落を取り巻く環境は大きく変化し、部落で暮らす人びとのアイデンティティも多様化してきたという指摘がたくさんあります。近代化に伴う人の移動の増加にともなって、部落地域とそうでない地域の境界線があいまいになり、自分自身が部落出身であるということを知らないまま育つ人も増えてきました。しかし、法切れ後、多くの被差別部落の実態はほとんど把握されないまま

放置されてきた現状にあります。そんな中において、いまここで暮らす人びとの、とくに若年層の生き方や生活経験に触れ、「見えない」マイノリティとして生きる者の世界を、研究を通して広く共有することができたら、という思いが強くなります。

2016年に、部落差別解消推進法が施行され、「現在もなお部落差別が存在する」という文言が付されたことは、多くの部落出身者にとって、自身の痛みがこの社会に認められたという気にさせたのではないかと想像しています。当事者にとって、社会にとってこの法律がどれほどのインパクトを持っている/持ったのか、そういったことを明らかにすることも含めて、今後の研究にも邁進していきたいと思います。

(非常勤研究員)



土屋 敦

2022年度5月から人権問題研究室・障害研究班に加わることになりました、土屋敦と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

御願ひ致します。

私の専門は歴史社会学で、特に障害や子どもと福祉に関する研究を続けて参りました。研究を始めた当初は日本の優生政策研究、特に高度経済成長期に全国自治体主導で行われた「不幸な子どもの生まれぬ施策」という政策の分析に取り組んでおりまして、それがなぜ1960年代日本という文脈の中で形成されたのかを明らかにすることが私の関心の中心でした。優生政策と聞くとナチスや日本の戦時期の人口政策を思い浮かべる方もおられるかも知れませんが、日本社会が本格的に優生社会になっていくのは戦後期の優生保護法下においてです。また高度経済成長期には優秀な労働力人口の育成という観点から、優生政策は形を変えながら強化されていきました。

その後、私の関心は広くマイノリティの立場に置かれた子どもをめぐる問題へと徐々にシフトしていき、被虐待児や貧困家庭の子ども、親の精神疾患や収監などで親元で暮らせない子どもたちの生活の場である児童養護施設の歴史社会的分析へと研究の中心が移動していきました。日本の児童養護施設は明治20～30年代から「孤児院」「育児院」という名前が存在していましたが、施設数が劇的な増加を見るのは戦後期においてです。

総力戦として戦われた第二次大戦は、空襲被害などで多くの親を亡くした子どもたち、戦争孤児たちを生み出しました。そうした戦争孤児たちの保護機関として児童養護施設は戦後劇的な増加を見ることとなります。そうした児童養護施設の変遷と、施設の子どもたちへの差別の構造を明らかにすることも、私が長年取り組んでいた研究の1つです。

また近年では、かつて児童養護施設などでの生活経験のある高齢の方々へのライフヒストリー調査も近年の私の研究テーマの1つになっています。特に近年では第二次大戦期に戦争孤児となった方々のライフヒストリーを聞き取る作業を数多くこなしてきました。戦争孤児の方々がTVメディアなどで自らの過去を語り始めるのは戦後70年が過ぎた2010年代半ばからです。また当事者の方々が自叙伝などのかたちで自らの経験を残し始めるのも、やはり戦後50年以上が過ぎた1990年代半ば以降を待たなければなりません。そこには、自らの戦争孤児としての経験を語れるようになるまでの「沈黙の半世紀」「沈黙の70年」ともいうべき長い長い沈黙の時間が横たわっています。戦争孤児の方々へのライフヒストリーを通じて私が明らかにしたいと思っていることの1つが、この戦争孤児たちの長い沈黙の理由についてです。

このようなかたちで、研究生活の中で障害に関わるものから、直接的には関わらないものまで、複数の主題を私は扱ってきました。このような私ですが、是非今後とも宜しくお願い出来れば幸いです。

(社会学部教授)



山崎 直樹

わたしが関大に赴任したのは、たしか、2007年だったと思います。それからずっと、人権問題研究室とはご

縁がありませんでしたが、思うところあって、2022年度からの障害研究班への加入をお願いしたところ、幸いにもお認めいただきました。

わたしの研究対象は、言語教育とくに中国語教育のための学習設計（学習をどのように組み立てるか）および学習環境設計（学習に必要なリソースをどのように提供するか）です。2018年ごろ、仲間とともに「言語教育におけるインクルージョンを考える」という研究組織を立ち上げました（この名称で検索をすると、きっと我々のウェブサイトがヒットしますので、ぜひご覧ください）。

今さらあらためていうほどのことではないですが、日本の「外国語教育」はきわめて均質な学習者像を想定して設計されてきました。さまざまな障害をもつ学習者、さまざまな文化的背景や言語的背景をもつ学習者は、そこから排除されてきました。これに対し、われわれ（上述の研究組織）は、学習者側からの申請があってから合理的配慮の方策を考えはじめるのではなく、根本にある学習の設計や学習環境の設計そのものを見直すべきだと考え、活動を始めました……何だか大風呂敷を広げてしまいましたが、実は、何から手をつけ

てよいかわからないまま、とりあえず、知り合いの発達障害・学習障害の当事者の2人の青年に研究組織に加わってもらい（これは「当事者とともにデザインをする」というインクルーシブ・デザインの手法に学びました）、彼らとの話し合いを重ねています。

わたしは、他には「情報保障」にも関心があります。これは2011年の東日本大震災がそのきっかけです。この当時、わたしは、ある学会のウェブサイトの管理をしていましたが、わけあって、ここに「多言語対応災害支援リンク集」を作ることになりました。これは、日本語による情報発信だけでは必要な情報が十分に得られない住民のために、日本語以外の言語で災害支援情報を発信しているリソースを集約したリンク集です。そのとき気がついたのは、旧来の情報発信の方法で満足に情報が得られないのは、日本語ができない人に限らないということです。視覚・聴覚の障害、読字障害、自閉スペクトラム症、知的障害、精神疾患、アルツハイマー症……など、実にさまざまな理由で、情報の取得に困難を感じている人がいることを（おそまきながら）実感しました。そのため、上記のリンク集には、若干ですが、多言語による支援以上の支援リソースが入っています。

このように、わたしはまだ何も知らない駆け出しなのですが、この研究班に加えていただいたのをきっかけとして、もっと専門的な知見を深めたいと考えています。よろしく願っています。

（外国語学部教授）



亀谷 義浩

2022年度より人権問題研究室障害研究班の研究員に参加させていただくことになりました。1999年に本学に

着任して以来、建築計画や都市計画に関して、景観から福祉、地球環境さらには、人間の行動について幅広く研究や活動をして参りました。これは、建築や都市を考えるためには、広い視野で様々な視点に立ち、幅広い知識や知見を得る必要があるからです。近年は、高齢者や障害者の生活空間やモビリティについて専門としています。最近では、視覚障害者とともに研究や活動をしています。視覚障害者の方々にご協力いただき、空間把握や経路探索、探索行動、さらには、リクリエーション空間について実験空間や実際の空間で調査・実験をしています。そして、これまで極めて優れた能

力をもつ視覚障害者の人たちと出会いました。この優れた能力は人間が潜在的にもつものであり、そこから学ぶことが多大にあると考えています。例えば、音の反響で周辺を理解する人もいます。エコーロケーションといいますが、跳ね返ってくる音によって周囲の情報を得て状況を把握し、何らかのイメージをして環境や空間を理解します。まるで超音波で探索しているかのようです。地下街などでは健常者でも目的地や方角が非常にわかりにくく迷うことはよくありますが、こうした空間把握能力を応用することで新たな空間認識方法を開発できないかと考えています。また、都市景観を研究していますが、視覚情報を得ることができない全盲の視覚障害者でも何らかの景観はあります。また、ものや人などにもイメージがあります。例えば、サンタクロースはどんなイメージかと聞くと、「赤い服を着て、三角の帽子をかぶって、白いヒゲがいっぱいある人」といっていました。好きなアイドルのイメージもあるようで語っ

てくれました。私たちがイメージするものと同じかどうかわかりませんが、彼らは彼らなりのイメージがあります。野球観戦が好きな視覚障害者もいます。野球場に行って観戦するのですが、状況が見えるわけではありません。みんなと一緒に応援するのが好きだといいます。また、美術館に行くことが好きな視覚障害者もいます。アート作品を鑑賞するよりも、美術館に行って、シンと静まりかえった中で人々が鑑賞している雰囲気が好きだといいます。彼らなりのいろいろな楽しみ方があるのです。障害者の生活が安全に、そして便利になることは非常に重要ですが、趣味や娯楽、

リクリエーションといった自由で自発的な活動が行えることも重要です。私たちもそうですが、買物したり、旅行に行ったり、カラオケで歌ったりとリクリエーションは、人生を豊かにするためには重要です。楽しみもなく生きていくのは苦痛です。こうしたことから、すべての人が楽しめるリクリエーション空間の研究もしています。みなさんの専門知識を拝受し、ご協力やご指導をいただくことで研究を進展させ活動を広めたいと考えています。これからよろしくお願ひ致します。

(環境都市工学部教授)



康 純

2021年4月から保健管理センターの所長として着任し、2022年度から人権問題研究室の非常勤研究員を務めさせていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

2021年3月までは大阪医科薬科大学、神経精神医学教室に約30年間所属して、大学病院で精神科診療に携わるとともに、研究分野としては精神科遺伝学を専門としておりました。精神疾患の中でも発症率が約120人に1人とされている統合失調症は、一卵性双生児の一致率が約50%であり、遺伝要因の関与が指摘されています。現在においても統合失調症は治療できる疾患ではなく、薬物療法や認知療法などの総合的なアプローチで再発を予防していくことが治療の方針となります。もし、疾患の病因を同定することができれば治療を目指す治療への道が拓けてくる可能性があり、遺伝要因を解明することは病因に迫るアプローチといえます。しかし、統合失調症をはじめとする精神疾患はスティグマの対象とされてきました。20世紀初頭から欧米諸国で盛んになった優性思想に基づいて、ナチスドイツが行ったジェノサイドはユダヤの方々だけではなく精神疾患を持つ人たちや同性愛やトランスジェンダーを含む性に関して多様な人たちも対象としていました。従って、精神疾患の遺伝要因を調べることは非常にセンシティブな問題を含んでいます。1998年にドイツのBonnで開催されたWorld Congress of Psychiatric Genetics (精神科遺伝の国際学会)では、若手の研究者に対して、年配のユダヤ人の精神科遺伝学者が研究だけをすればいいのではなく、常に倫理的な面に配慮しなければいけないと静かに注意し

ていたことが今でも心に残っています。

ちょうど同じ年(1998年)の10月に埼玉医科大学総合医療センターにて倫理委員会が認めた国内初の性同一性障害患者に対する性転換手術(現在は性別適合手術)が実施されました。大阪医科大学附属病院でも2000年から性別に対する違和感を訴えて受診する人たちが来院するようになり、「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第2版)」に沿った包括的治療を始めることを目標として準備を進めていき、2003年に倫理委員会の承認を得ることができました。その後現在までに約2,500の方がジェンダー外来を受診されています。さらに、2005年から当時6歳で小学校入学前の性別違和を持つ子どもの対応を始めました。小学校入学後からは毎年学校に行き、先生方と話し合いをしたり、教職員研修を行ったりして、中学校入学後は教育委員会とも連携して対応を続けていきました。現在までに100人以上の中学生以下の子どもの対応を行ってきました。

このような対応を続けていく中で、統合失調症の場合と同じように社会には多様な性のありようを表現する人たちに対する強いスティグマがあることを実感しています。多様な性のありようを含む、多様な人々でこの社会は成り立っており、すべての人々を尊重できるような社会を目指すために微力ながら協力していきたいと考えています。

(非常勤研究員)

関西大学人権問題研究室室報 第69号
2022年7月28日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs>